

富山森林管理署庁舎清掃業務契約書（案）

分任支出負担行為担当官 富山森林管理署長 青野 洋徳 （以下「発注者」という。）
と （以下「受注者」という。）は、富山森林管理署庁舎清掃業務について、次のとおり請負契約を締結する。

（契約の主要事項）

第1条 この契約の主要事項は次のとおりである。

- (1) 作業名 令和8年度富山森林管理署庁舎清掃業務
日常清掃
定期清掃
- (2) 契約金額 ￥－
（うち取引に係る消費税等額 ￥－）
月額 ￥－
（うち取引に係る消費税等額 ￥－）
- (3) 作業場所 富山県富山市黒崎字塚田割591番2 富山森林管理署
- (4) 作業内容 庁舎清掃業務仕様書のとおり
- (5) 契約期間 自 令和8年4月1日
至 令和9年3月31日
- (6) 契約保証金 免除

（総則）

第2条 受注者は、別紙仕様書に基づき、誠実に庁舎清掃等の作業を行わなければならない。
2 作業の実行に当たっては、発注者の指定する職員の指示に従うものとする。

（作業従事者の届出）

第3条 受注者は、作業従事者の氏名及び住所をあらかじめ書面をもって発注者に届け出るものとする。

（作業従事者の義務）

第4条 受注者の作業従事者は、発注者の指定する職員の承認を得ずに作業物件の所在する場所以外に立ち入り、又は正当な理由なくして備付物件を所定の場所以外に持ち出すことはできない。
2 受注者の作業従事者は、清掃等の作業中知った秘密を守らなければならない。

（作業従事者の変更請求）

第5条 発注者は、作業従事者の清掃等の作業その他の行為に著しく不相当と認められる者があるときは、その事由を明示して受注者にその交替を求めることができる。

(清掃作業等の検査)

第6条 受注者は、第1条(1)の日常清掃について毎日、作業開始時間、終了時間、作業場所及び作業内容を発注者の指定した書面に記入のうえ、発注者の指定する職員に毎月提出し、確認・検査を受けるものとする。

2 受注者は、第1条(1)の定期清掃の完了後に発注者の指定する職員の確認・検査を受けるものとする。

3 受注者は、前2項の検査に立ち会わないことがあっても、異議を申し立てないものとする。

4 受注者は、第1項又は第2項の検査に不合格となった場合には、直ちに発注者の指定する職員の指示に従って、手直しを行うものとする。

(請負代金の請求等)

第7条 受注者は、清掃等の作業を完了した前月分の請負代金の支払いを毎月発注者に書面をもって請求するものとする。

2 発注者は、受注者の適法な支払請求書を受領した日から30日以内に請負代金を支払うものとする。

3 発注者は、発注者の責に帰すべき理由により前項の期限までに代金を受注者に支払わないときは、その期限の翌日から代金を受注者に支払った日までの遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率を定める公示により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を遅延利息として受注者に支払わなければならない。ただし、遅延利息の額が100円未満であるときは、発注者は遅延利息を支払うことを要せずその金額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

4 前項の場合において、支払い遅延が天災地変等発注者の責に帰すことのできない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に参入しないものとする。

(損害賠償責任)

第8条 受注者は、清掃作業等の実行に当たり故意又は重過失により庁舎の設備、備付物件、貸与品等を亡失又は毀損したときは、これを速やかに自己の負担において補修し、若しくは取替え又は発注者の指示に従い賠償責任を負うものとする。

2 受注者は、受注者の作業従事者が第三者に損害を及ぼしたときは、その損害の責を負わなければならない。ただし、発注者の責に帰すべき事由による場合は発注者がその責を負うものとする。

(請負代金の相殺)

第9条 受注者は、この契約により発注者に支払うべき債務を生じたときは、発注者はその金額を請負代金と相殺するものとする。

(作業物件又は作業内容の変更)

第10条 発注者は、都合により作業物件又は作業内容を変更することができるものとする。

この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、発注者受注者協議してこれを定める。

- 2 発注者は、必要がある場合には作業従事者に対して、随時作業物件を特定して清掃等の作業の中止を求め、又は当該物件の所在場所への立入りを禁止することができる。

(契約の解除)

第11条 発注者は、次の各号の一に該当すると認めるときは、契約の一部又は全部を解除することができる。

(1) 受注者が、この契約に定める義務を履行する見込みがないとき。

(2) 受注者が、この契約に関し不正行為を行ったとき。

(3) 受注者の都合による契約解除の申し出に発注者が応じたとき。

- 2 前項の規定により契約を解除したときは、受注者は、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として、発注者の指定する期間内に支払うものとする。

- 3 契約の一部解除をしたときは、当月作業に係る請負金相当額に対して、解除の日までの日数に応じ、日割計算した額をもって精算する。

(権利義務の譲渡)

第12条 受注者は、この契約により生ずる権利義務を第三者に譲渡し、又は承継してはならない。

(再委託の制限)

第13条 受注者は、事業達成のため、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ発注者の承認を得なければならない。

- 2 受注者は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を発注者に提出しなければならない。

- 3 受注者は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ発注者の承認を受けなければならない。

- 4 受注者は、この事業達成のため、再々委託又は再々請負（再々委託又は再々請負以降の委託又は請負を含む。以下同じ。）を必要とするときは、再々委託又は再々請負の相手方の名称、住所及び業務の範囲を記載した書面を第1項承認後、速やかに発注者に届け出なければならない。

- 5 受注者は、再委託の変更に伴い再々委託又は再々請負の相手方又は業務の範囲を変更する必要がある場合には、第3項の変更の承認後、速やかに前項の書面を変更し発注者に届け出なければならない。

- 6 発注者は、前2項の書面の届出を受けた場合において、この契約の適正な履行の確保のため必要があると認めるときには、受注者に対して必要な報告を求めることができる。

- 7 再委託する業務が委託業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が

第1条に規定する契約金額の50%以下である場合には軽微な再委託として前各項の規定は適用しない。

(個人情報に関する機密保持等)

第14条 受注者及び作業に従事する者(従事した者を含む。)は、この事業に関して知り得た個人情報(生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することとなるものを含む。)を事業の遂行に使用する以外に使用し又は提供してはならない。

2 受注者及び作業従事者は、保有した個人情報をみだりに他人に知らせ又は不当な目的に利用してはならない。

3 前2項については、この契約が終了した後においても同様とする。

(個人情報の複製等の制限)

第15条 受注者は、請負事業を行うために保有した個人情報について、毀損等に備え重複して保存する場合又は個人情報を送信先と共有しなければ請負事業の目的を達成することができない場合以外には、複製、送信又は持ち出してはならない。

(個人情報の漏洩等の事案の発生における対応)

第16条 受注者は保有した個人情報について、漏洩等安全確保の上で問題となる事案を把握した場合には、直ちに被害拡大防止等のための必要な措置を講ずるとともに、発注者に事案が発生した旨、被害状況、復旧等の措置及び本人への対応等について直ちに報告しなければならない。

(契約終了時における個人情報の消去及び媒体の返却)

第17条 受注者は、この契約が終了したときは、この請負事業において保有した各種媒体に保管されている個人情報については、直ちに復元又は判読不可能な方法により情報の消去又は廃棄を行うとともに、発注者より提供された個人情報については返却しなければならない。

(再委託の条件)

第18条 受注者は、発注者の承認を受けこの請負事業を第三者に再委託する場合は、個人情報の取扱いに関して必要且つ適切な監督を行い第6条から前条までに規定する発注者に対する義務を当該第三者に約さなければならない。

(談合等の不正行為に係る解除)

第19条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は

第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(2) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

2 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第20条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。

(3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第7条の4第7項又は第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 受注者は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。

(2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

(3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 受注者は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する

合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(信義則条項)

第21条 発注者及び受注者は、信義に基づき誠実にこの契約を履行するものとする。

(契約外の事項)

第22条 この契約に定めのない事項又は疑義が生じた場合については、必要に応じて発注者受注者協議して定める。

(紛争の解決)

第23条 この契約について紛争が生じた場合は、発注者受注者双方が協議決定した第三者の調停により解決を図るものとする。

(特約事項)

第24条 別紙のとおり

この契約の締結を証するため本書2通を作成し、発注者受注者双方記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 富山県富山市黒崎字塚田割591番2
分任支出負担行為担当官
富山森林管理署長 青野 洋徳

受注者

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。)、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。))及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者(再請負人等)との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。)を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする